

様式第13号(裏面)

〔注意〕

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
- 3 先順位者が失権したことにより又は所在不明の先順位者について遺族補償年金又は遺族年金の支給が停止されたことにより、新たに受給権者となった者がこの請求書（申請者）を提出するときは、次の書類その他の資料を添えること。
 - (1) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
 - (2) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族のうち障害の状態にあることにより遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他資料
 - (3) 請求人（申請人）と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族については、その者が請求人（申請人）と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- 4 労働者の死亡当時胎児であった子が出生した場合において、その同順位者又は後順位者が遺族補償年金又は遺族年金の支給を受けているときは、次の書類その他の書類を添えること。
 - (1) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
 - (2) 請求人（申請人）と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にあることにより遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (3) 請求人（申請人）と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族については、その者が請求人（申請人）と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- 5 ③、④、⑤及び⑦に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 6 ⑧については、次により記載すること。
 - (1) 遺族補償年金又は遺族年金及び遺族特別年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金又は遺族年金及び遺族特別年金の払渡しを金融機関から受けることを希望するものにあつては「金融機関」欄に、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望するものにあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振替預入によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
 - (2) 請求人（申請人）が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、③の最初の請求人（申請人）について記載し、その他の請求人（申請人）については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 7 「請求人（申請人）の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。